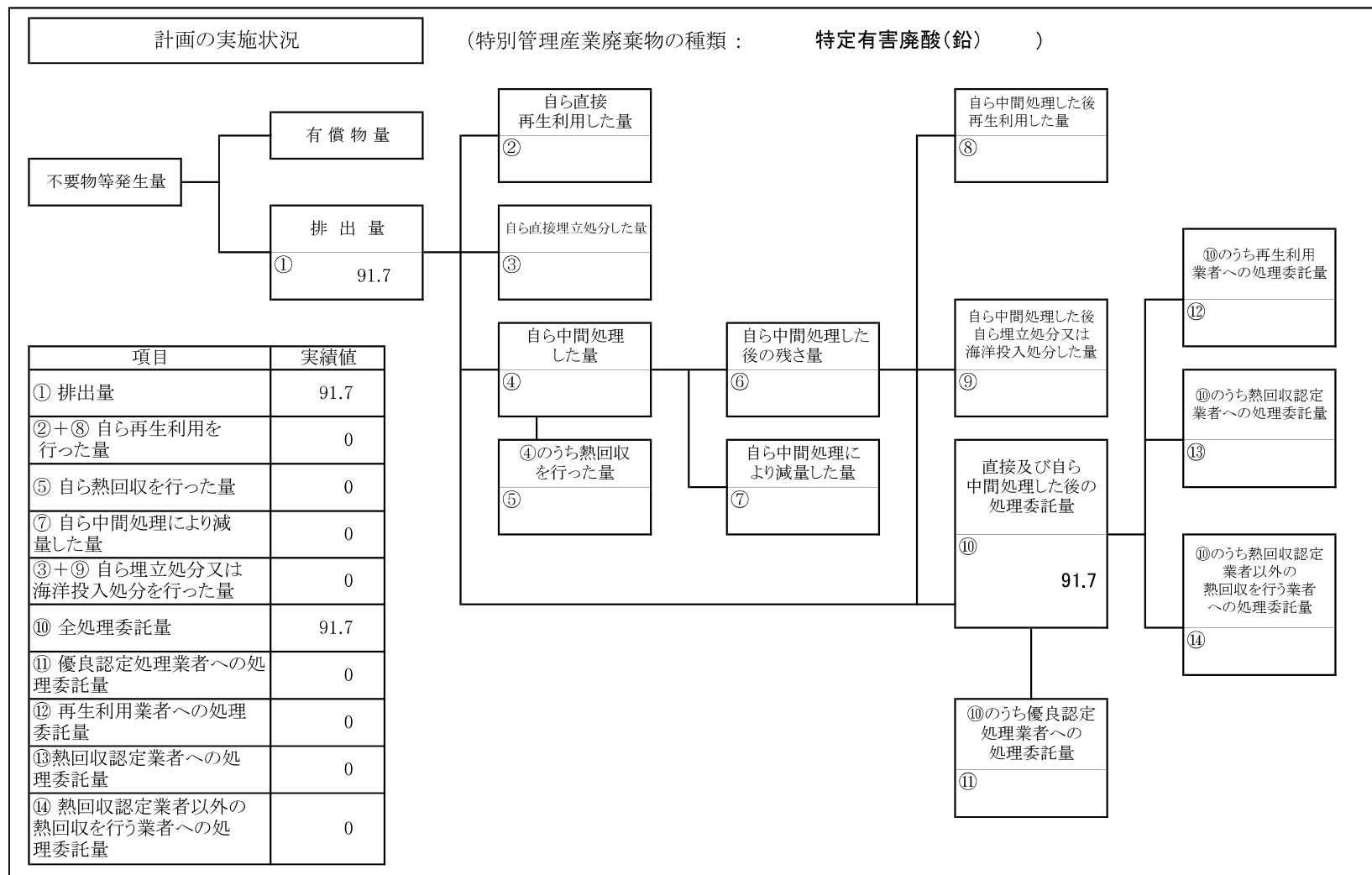


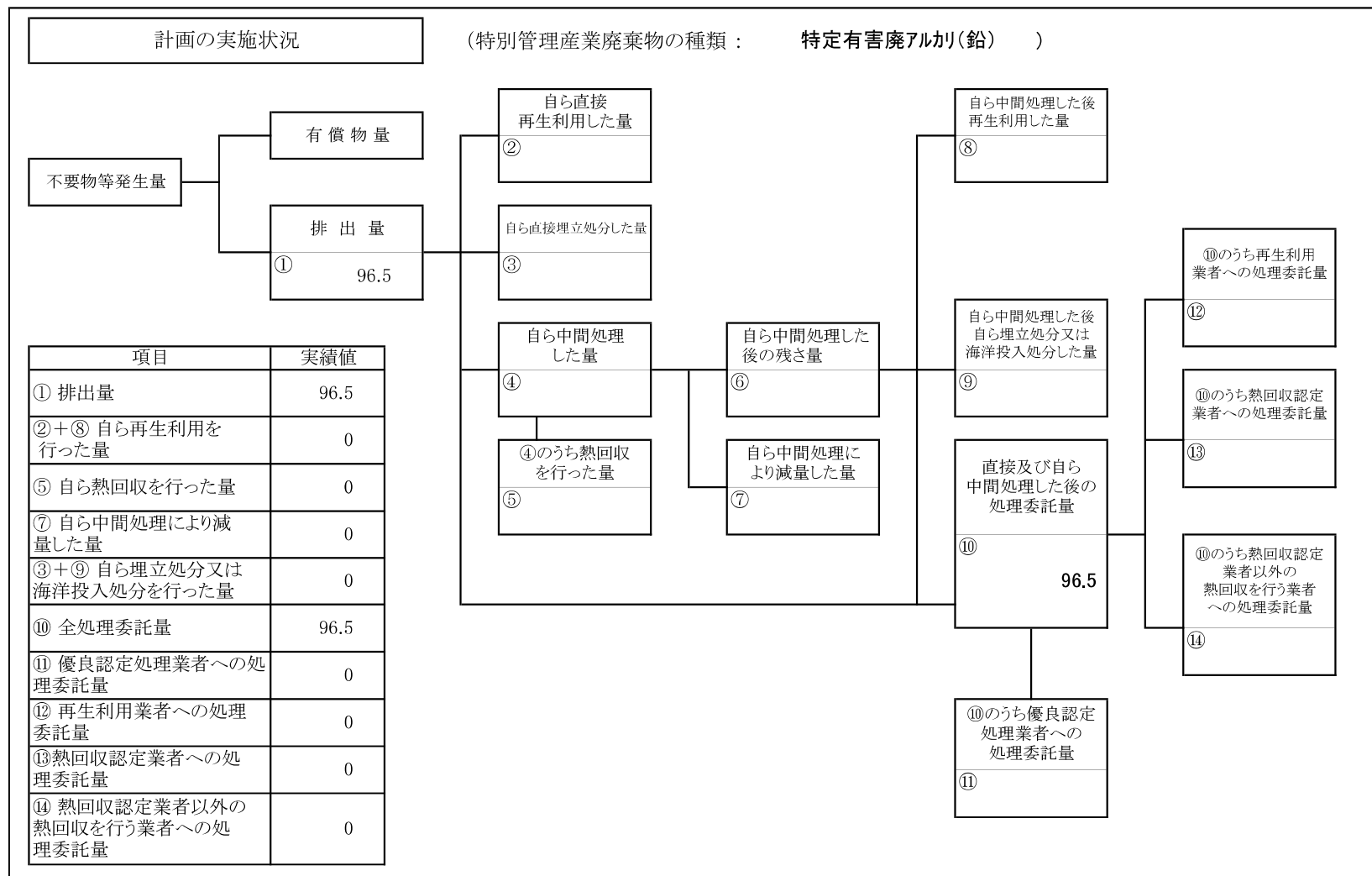
様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
令和7 年 5 月 14 日				
豊橋市長 殿				
提出者 住 所 豊橋市菰口町3-17				
氏 名 豊橋鍍金工業株式会社 代表取締役 高木幹晴 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 0532-31-6217				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称		豊橋鍍金工業株式会社		
事業場の所在地		豊橋市菰口町3-17		
事業の種類		24:金属製品製造業		
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間		令和6年4月1日～令和7年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値				
項目		目標値	項目	目標値
排 出 量		205.5 t	全 処 理 委 託 量	205.5 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0.5 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項				
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	213.6 t	
		前 年 度	188.2 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)				
電子マニフェストへ完全に移行している				
※事務処理欄				



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

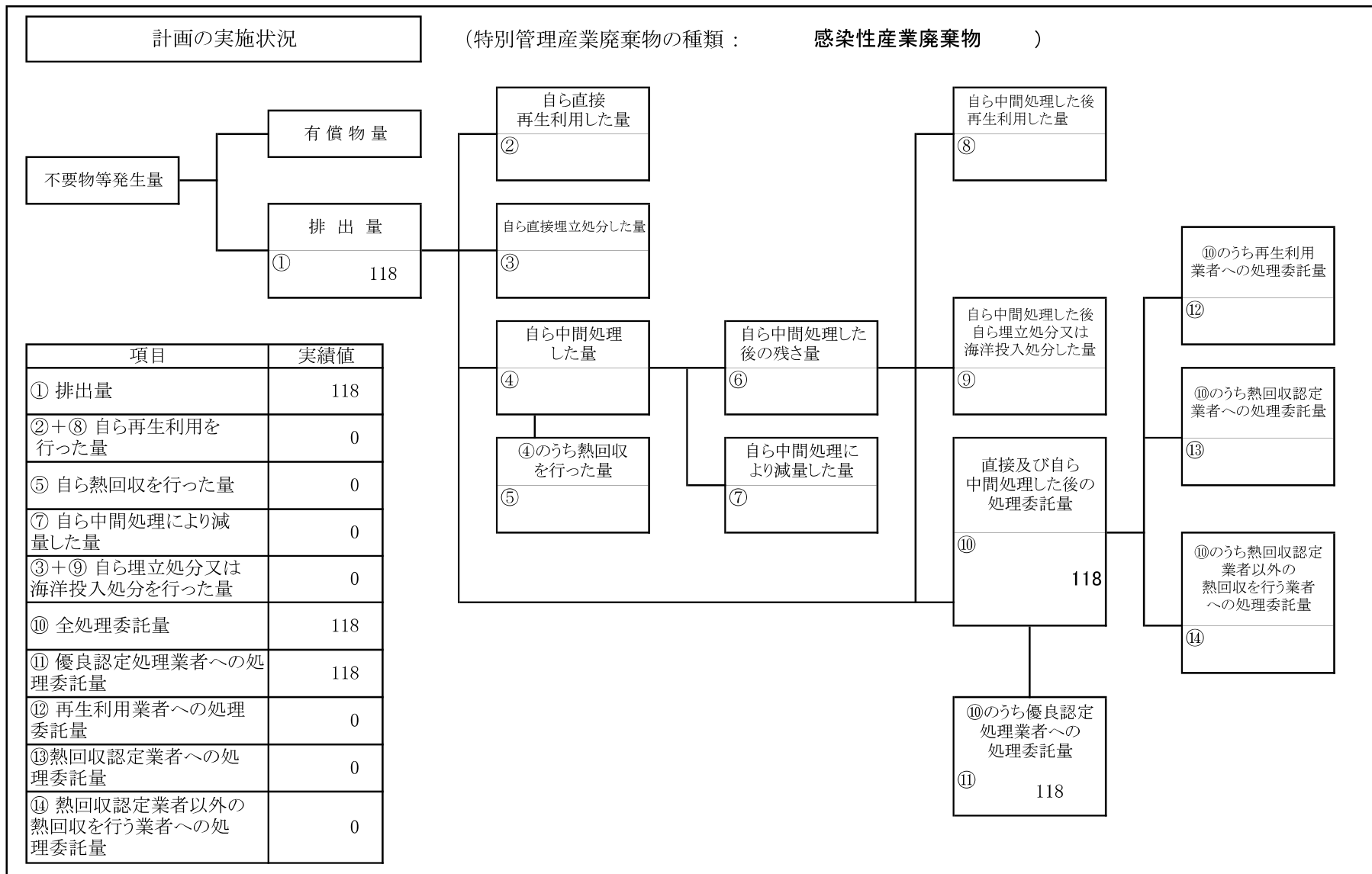
(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
令和7 年 5 月 25 日				
豊橋市長 殿				
提出者 住 所 愛知県豊橋市大岩町北山6-110 医療法人積善会 第二積善病院 氏 名 院長 近藤 貴久 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 0532-39-4771				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称		医療法人積善会 第二積善病院		
事業場の所在地		愛知県豊橋市大岩町北山6-110		
事業の種類		83: 医療業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値				
項目		目標値	項目	目標値
排出量		110 t	全処理委託量	110 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	優良認定処理業者への処理委託量	110 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項				
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	106 t	
		前年度	106 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)				
全ての産業廃棄物を電子情報処理組織を使用して管理した				
※事務処理欄				



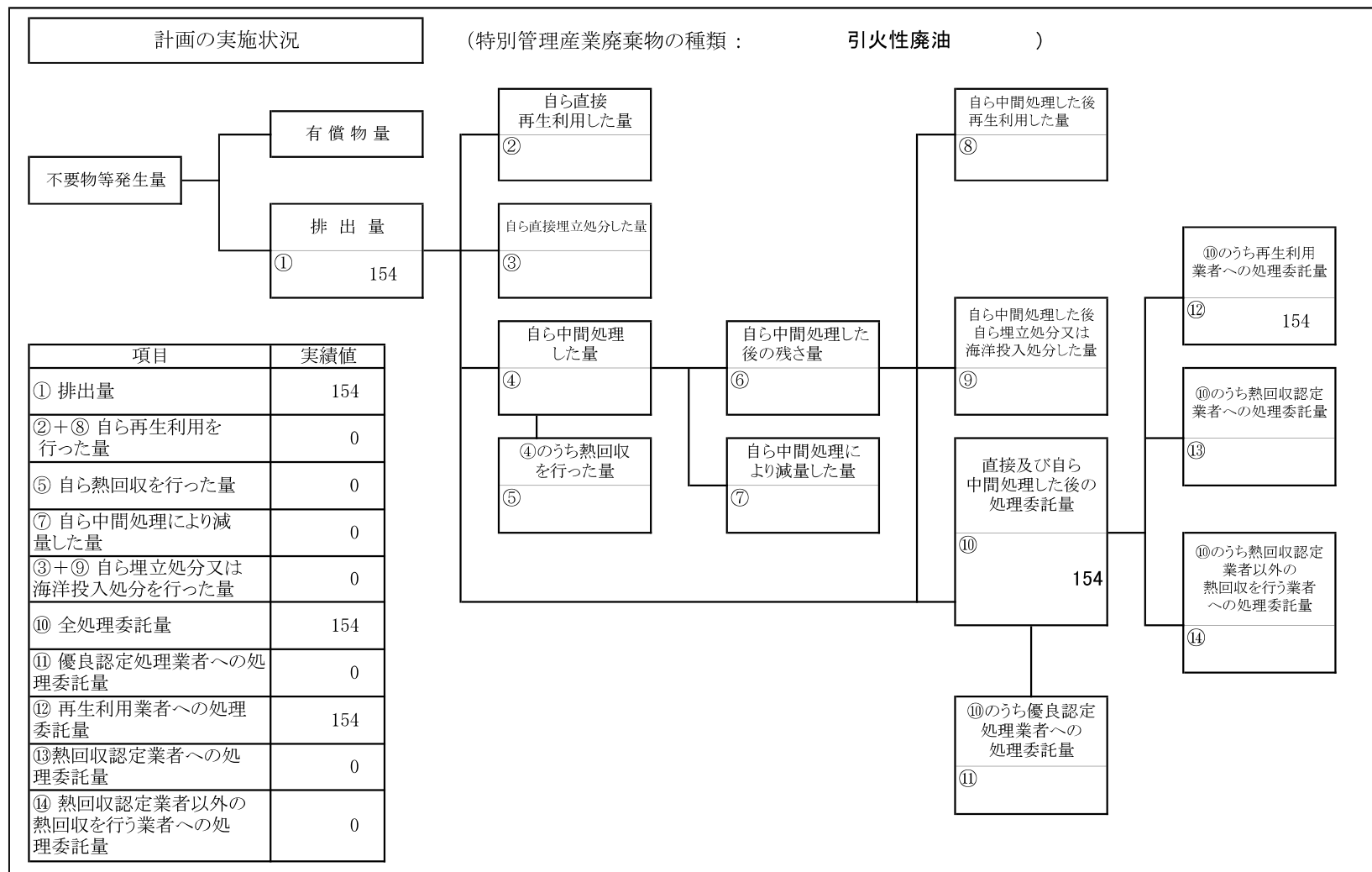
(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

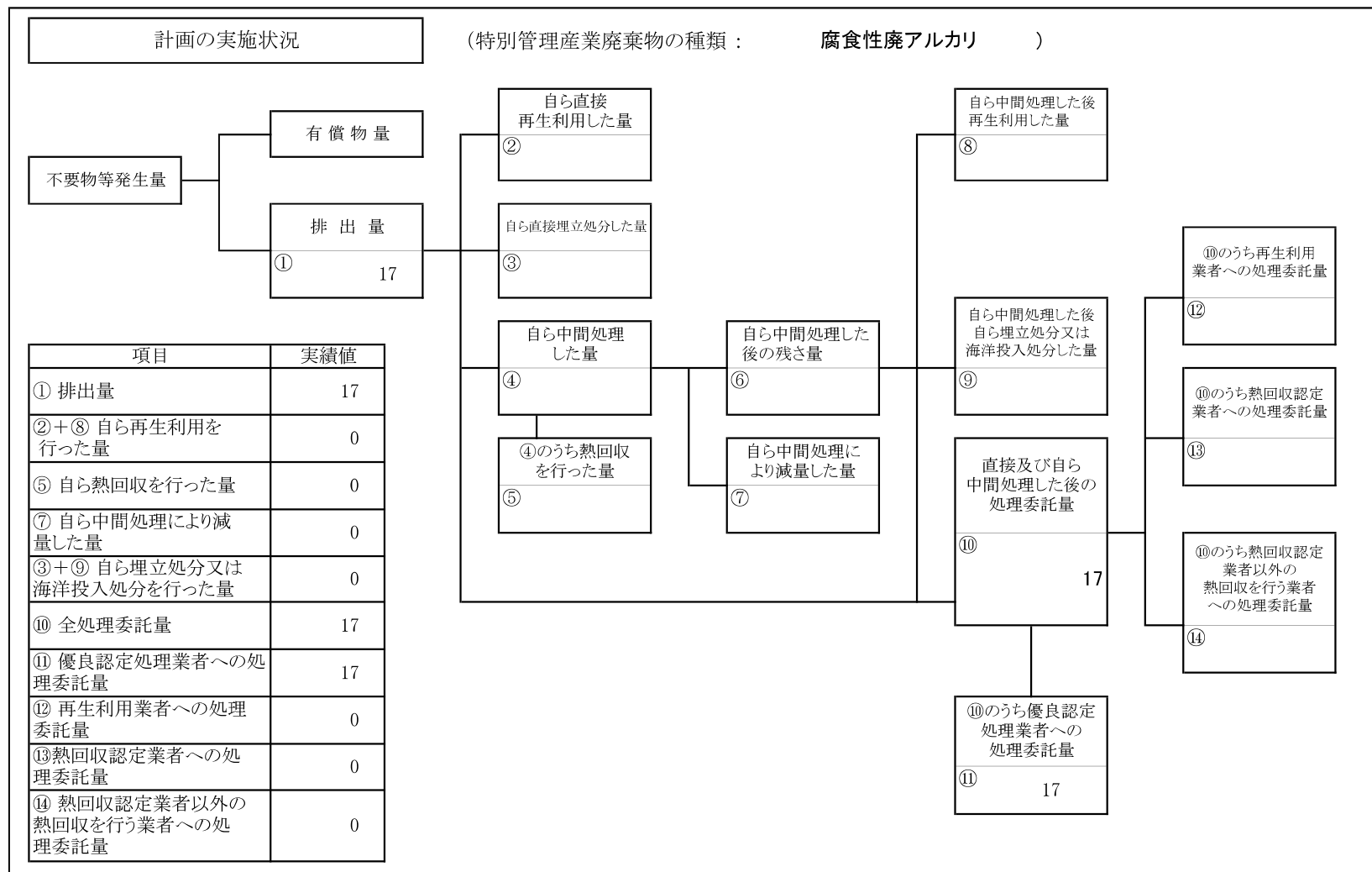
様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和7年 5月8日			
豊橋市長 浅井由崇 殿			
提出者 住 所 愛知県豊橋市雲谷町外ノ谷55-1 氏 名 大三紙業株式会社 代表取締役 松井孝悦 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 0532-41-5111			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和6年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		大三紙業株式会社	
事業場の所在地		愛知県豊橋市雲谷町外ノ谷55-1	
事業の種類		印刷・同関連業	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和6 年4月1日～令和67 年3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		150 t	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	
全処理委託量		150 t	
優良認定処理業者への処理委託量		40 t	
再生利用業者への処理委託量		110 t	
認定熱回収業者への処理委託量		t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度 164 t 前年度 171 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			



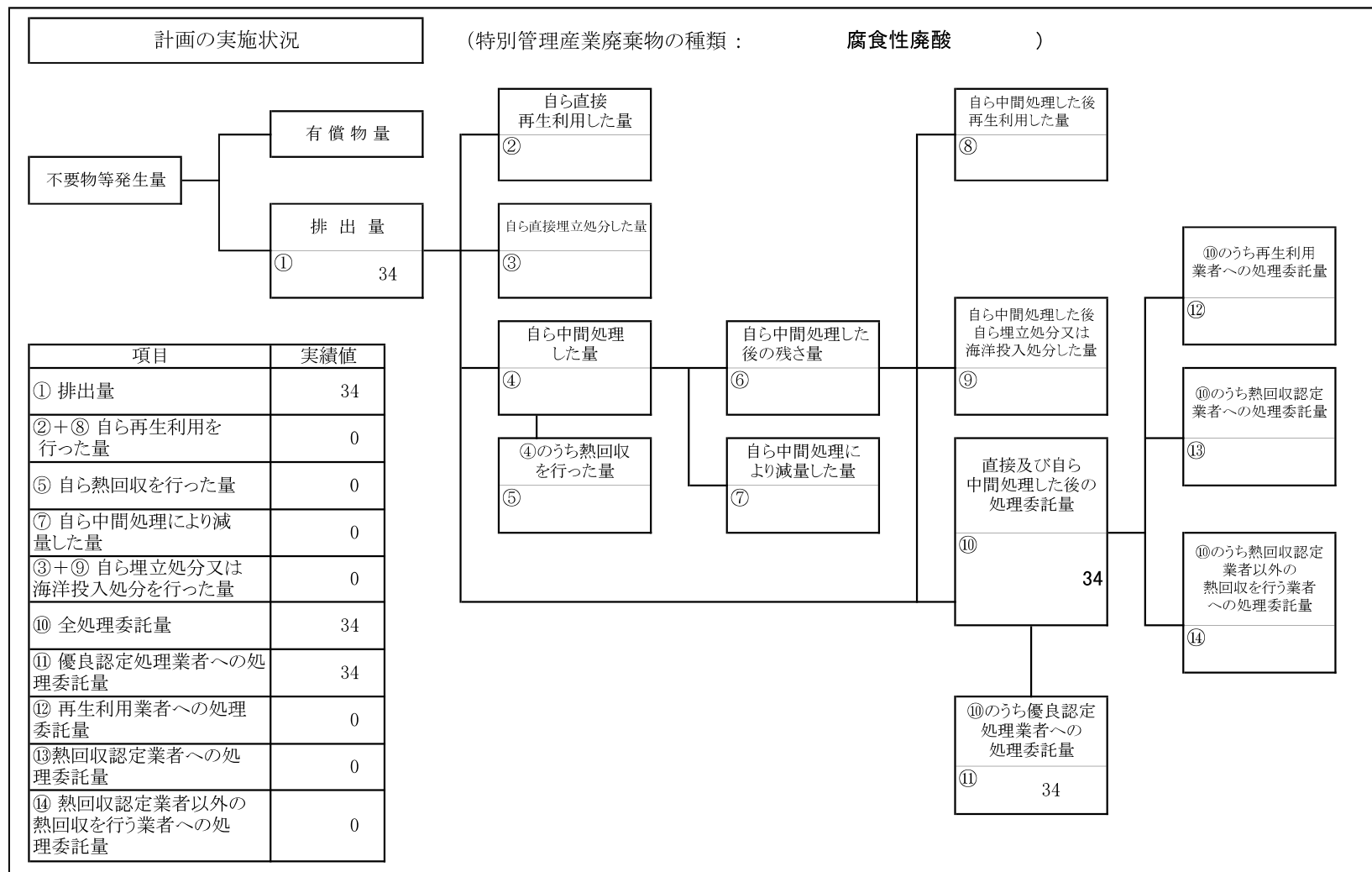
(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

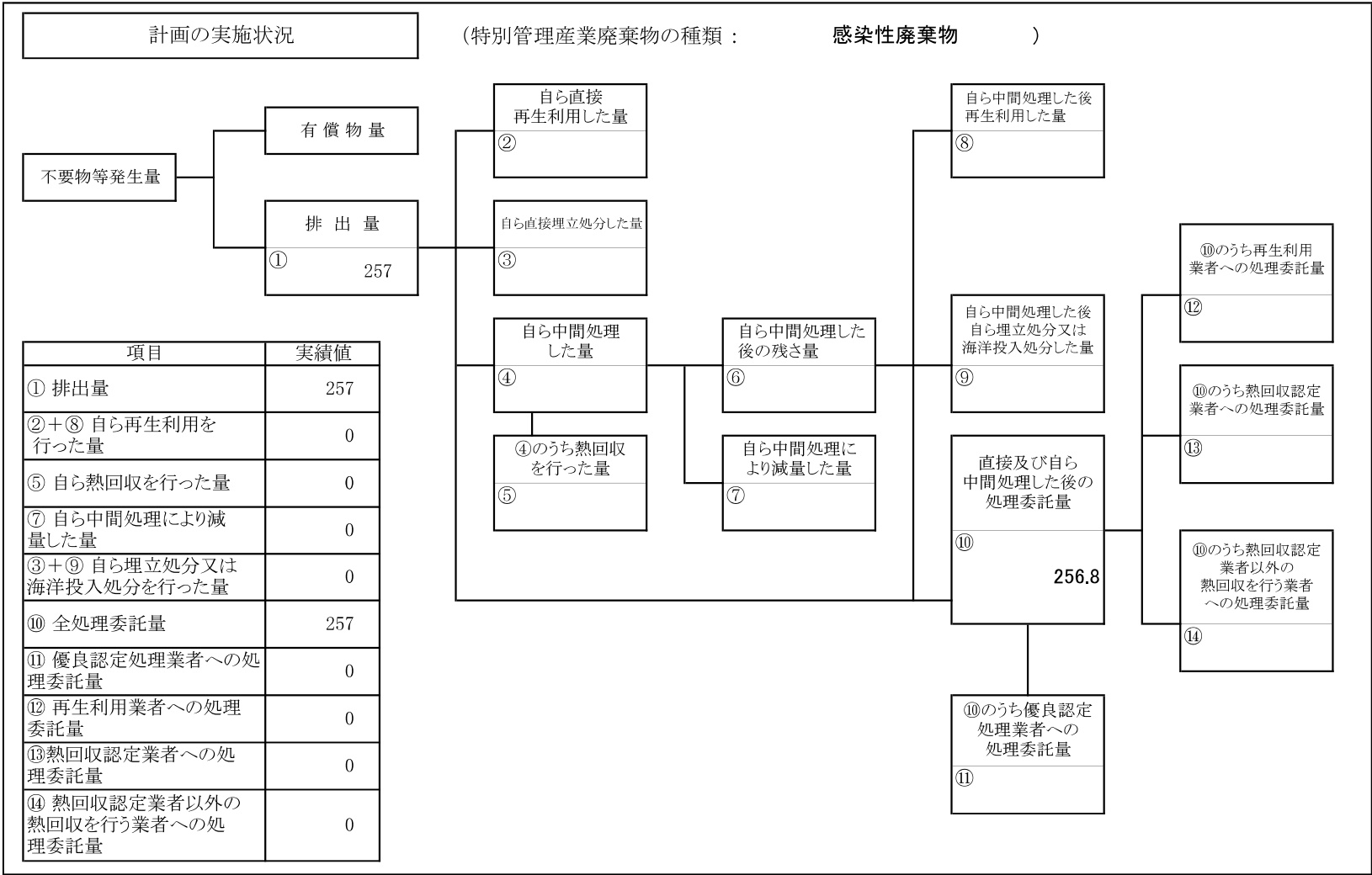
(第3面)

備考

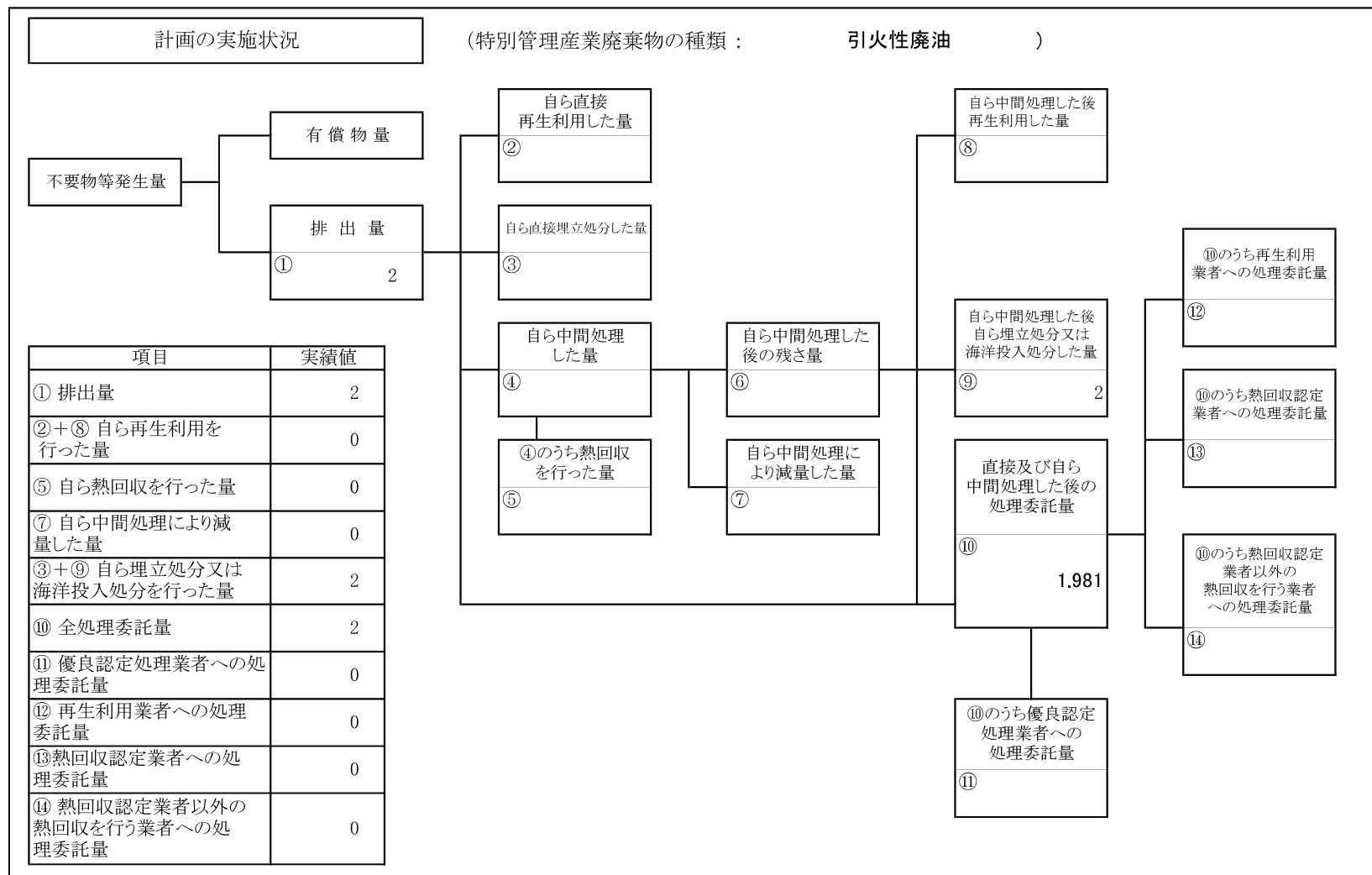
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
7 年 6 月 2 日				
豊橋市長 殿				
提出者 住 所 愛知県豊橋市青竹町字八間西50番地				
氏 名 豊橋市民病院 院長 平松和洋 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 0532-33-6111				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 令和6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事 業 場 の 名 称		豊橋市民病院		
事 業 場 の 所 在 地		愛知県豊橋市青竹町字八間西50番地		
事 業 の 種 類		83:医療業		
特別管理産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間		令和6年4月1日～令和7年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値				
項目		目標値	項目	目標値
排 出 量		250.38 t	全 処 理 委 託 量	252.16 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1.8 t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項				
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	252.16 t	
		前 年 度	258.78 t	
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)				
※事務処理欄				

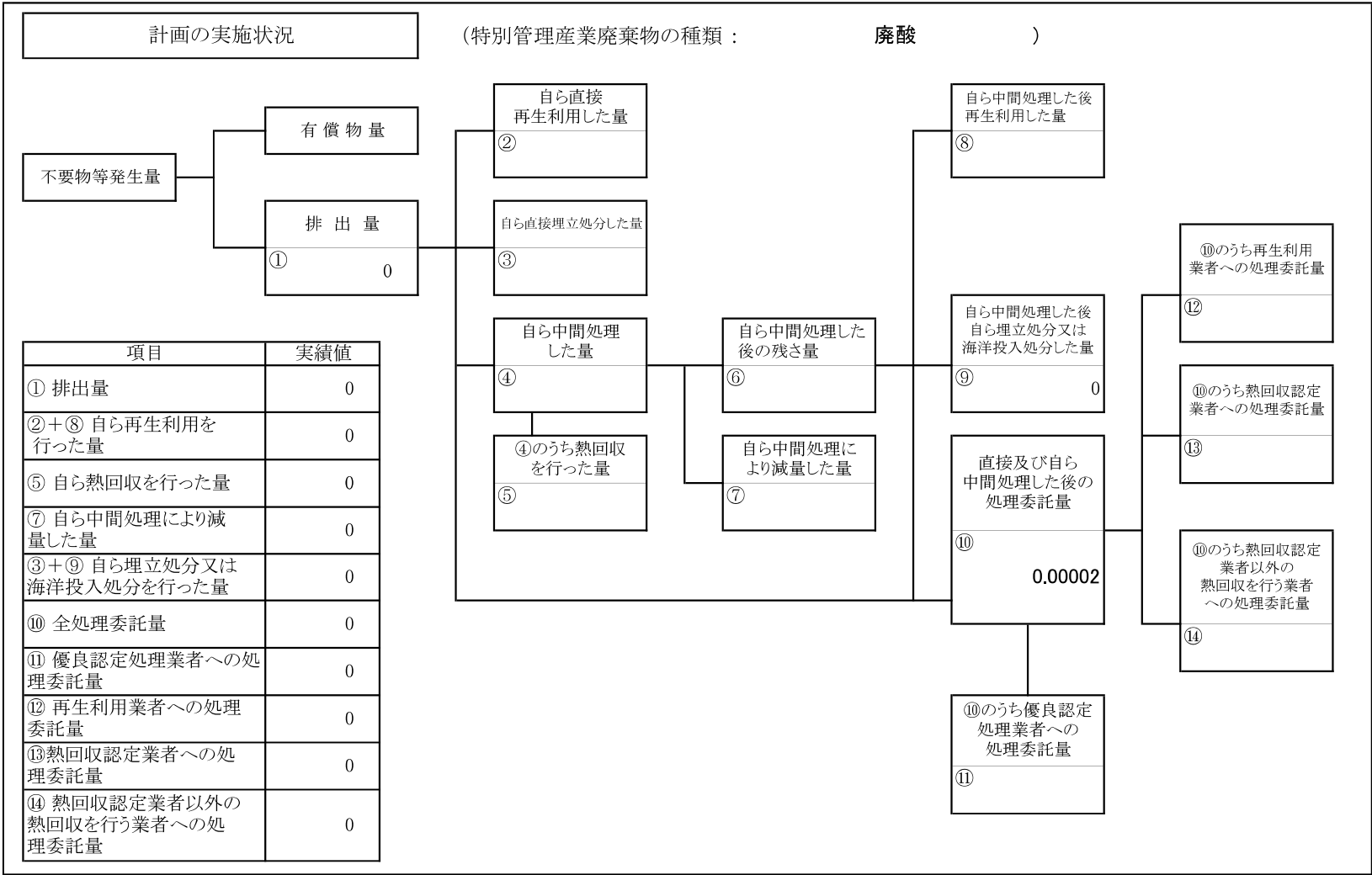


※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

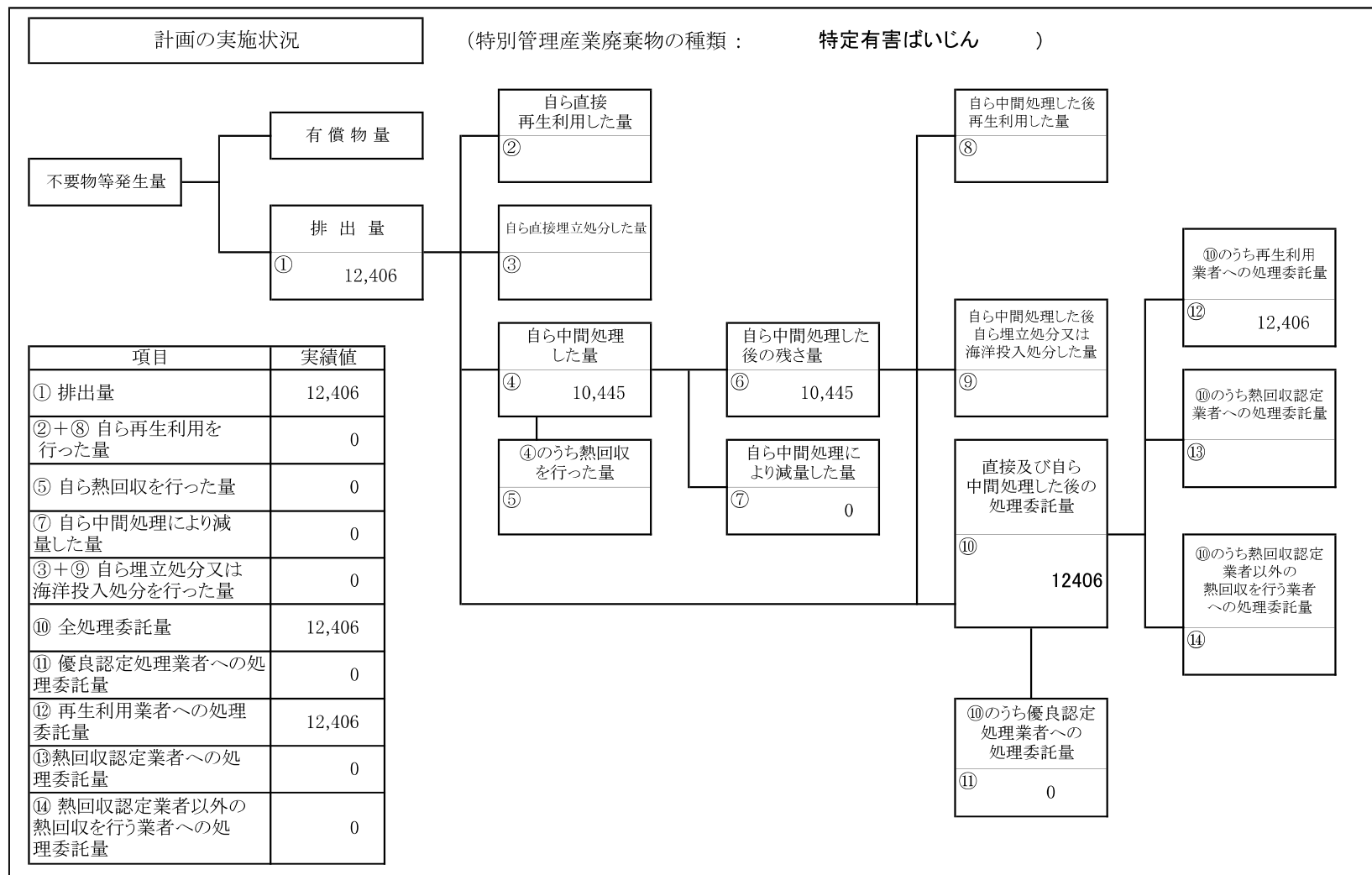
(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

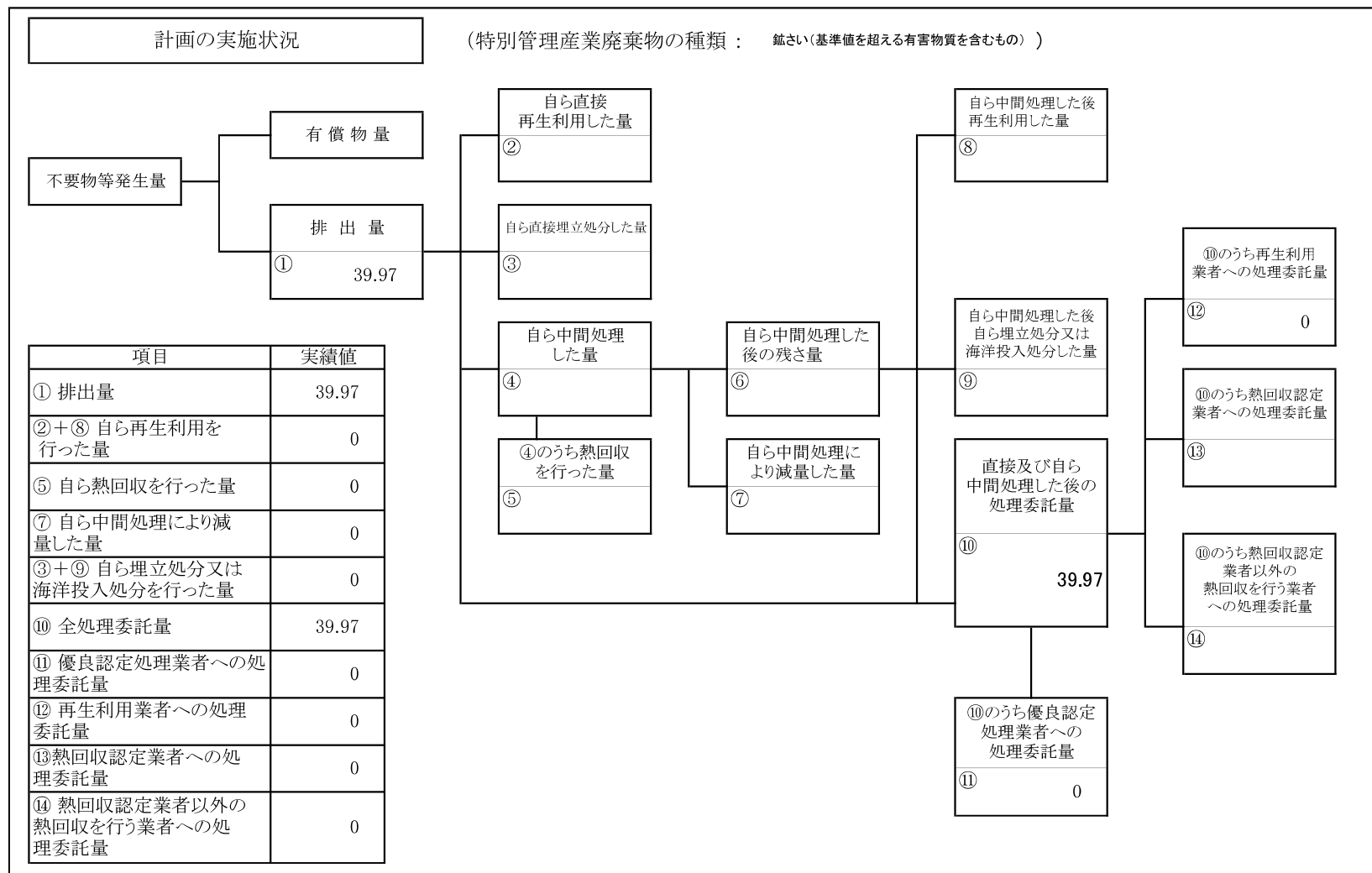
様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 7 年 6 月 日			
豊橋市長 殿			
提出者 住 所 愛知県豊橋市明海町1 氏 名 トピー工業株式会社 豊橋製造所 執行役員所長 上手 研二 (法人にあつては、名称及び代表者氏名) 電話番号 0532-25-1111			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	トピー工業株式会社 豊橋製造所		
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町1		
事業の種類	鉄鋼業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	12,068.20 t	全処理委託量	12,068.20 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1,268.00 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	14,099 t
		前年度	12,199 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
※事務処理欄			



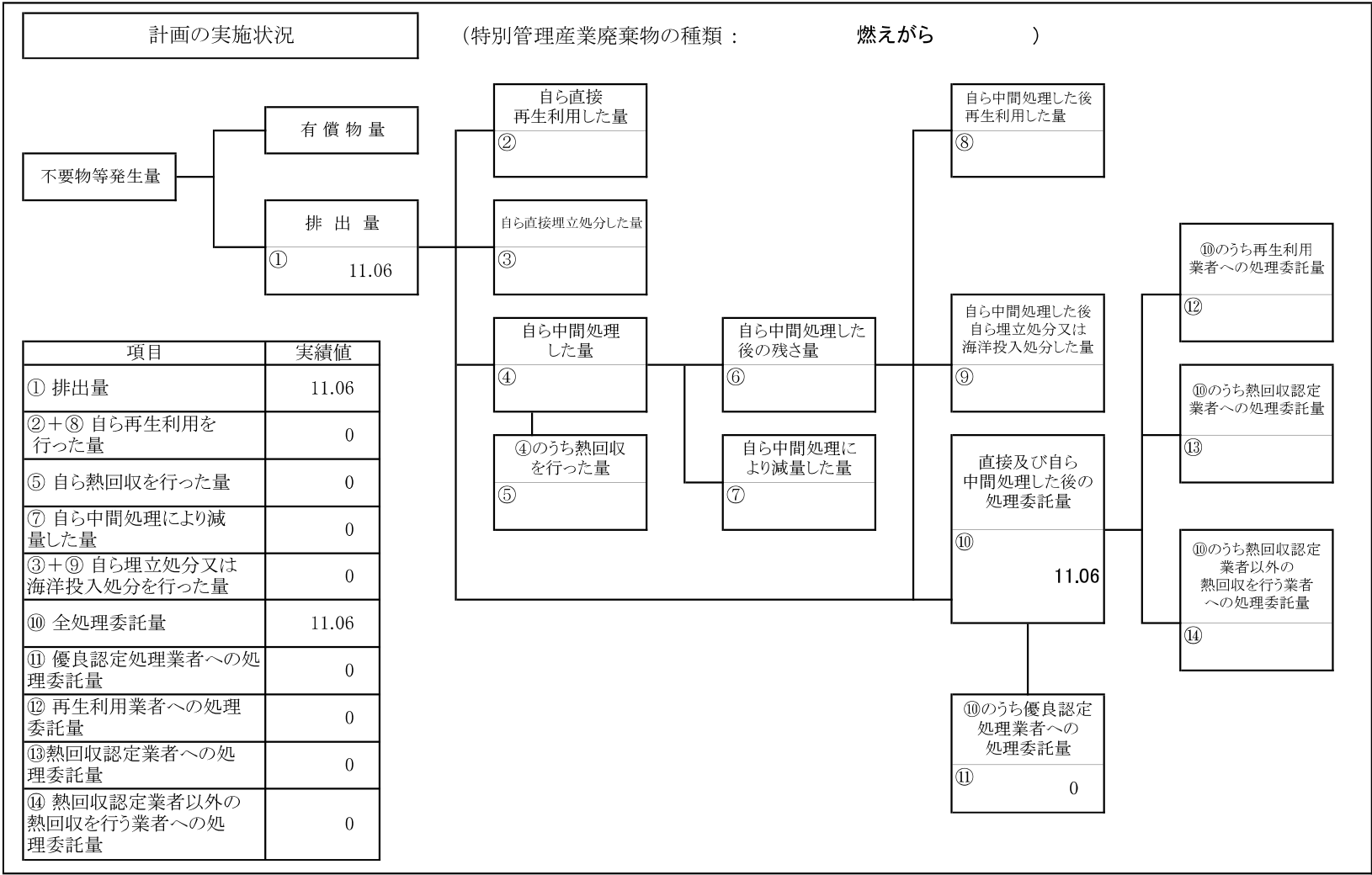
(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業実績値を廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。